

重要事項説明書 (東北エリアにお住まいの方)

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 契約の成立および契約期間・更新について

- ・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。
- ・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。
- ・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。

■ 申し込み方法

- ・申込書、またはインターネットによってお申込みいただけます。

■ 需給開始年月日

- ・需給開始年月日は2016年4月1日以降の標準処理期間(切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間)満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。

■ 電気料金

- ・従量電灯B: 10A以上、60A以下(100V/200V)
- ・従量電灯C: 6kVA以上、50kVA未満(100V/200V)
- ・低圧電力(動力): 50kW未満(100V/200V)
- ・周波数: いずれも50Hz

*記号の説明

A: アンペア
V: ボルト
kVA: キロボルトアンペア
kW: キロワット
kWh: キロワット時
Hz: ヘルツ

〔従量電灯B〕

基本料金

契約電流	料 金
10A	324 円
15A	486 円
20A	648 円
30A	972 円
40A	1,296 円
50A	1,620 円
60A	1,944 円

従量料金

使用電力量	段 階	1kwh あたり
最初の 120kwh まで	第1段階	20円24銭
120kwh をこえ 300kwh まで	第2段階	22円80銭
300kwh 超過分	第3段階	26円31銭

〔従量電灯C〕

基本料金

契約容量	料 金
1kVA あたり	324 円

従量料金

使用電力量	段 階	1kwh あたり
最初の 120kwh まで	第1段階	20円24銭
120kwh をこえ 300kwh まで	第2段階	22円80銭
300kwh 超過分	第3段階	26円31銭

〔低圧電力〕

基本料金

契約電力	料 金
1kWあたり	1,179 円 90 銭

従量料金

	1kwh あたり
夏 季	15円66銭
そ の 他 季	14円23銭

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 工事費等

- ・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
- ・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただけます。

■ 違約金

- ・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただけます。

■ 使用電力量の計量方法および料金の算定方法

- ・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日（計量日）における電力量計の読みと前回の検針日（計量日）における電力量計の読みの差引きにより算定します。
- ・料金の算定期間は、前月の検針日（計量日）から当月の検針日（計量日）の前日までの期間とします。
- ・電気の需給開始日から最初の検針日（計量日）までの日数、または解約前の検針日（計量日）の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。

■ 料金の支払い方法

- ・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
- ・当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力

送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

- ・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
- ・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
- ・送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
- ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること

■ 契約の変更・解約

- ・契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
- ・お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
- ・契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただけます。
- ・供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただけます。

■ 当社からの申し出による解約

当社は、以下の場合本契約を解約します。

- ・お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
- ・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかの場合
- ・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
- ・その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合

■ 電気の使用方法

- ・お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

■ 信用情報共有

- ・お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

■ 現契約の解約に伴う不利益事項

- ・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。また、当社は現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■ 電子交付

- ・当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
- ・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。

■ 電気料金の改定について

- ・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。

■ 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について

当社が、一般送配電事業者の送配電線を利用してお客様に電気をお届けする際の、託送供給等に関する一般送配電事業者の約款は、それぞれ下記 URL よりご覧いただけます。

- ・東北電力株式会社 <http://www.tohoku-epco.co.jp/jiyuka/setsuzoku/pdf/2-4a2804.pdf>
- ・東京電力パワーグリッド株式会社 <http://www.tepeco.co.jp/pg/consignment/notification/pdf/yakkan2804-j.pdf>
- ・中部電力株式会社 http://www.chuden.co.jp/resource/business/fre_yakkan_20160401_01.pdf
- ・関西電力株式会社 http://www.kepeco.co.jp/corporate/takusou/yakkan/pdf/h27_tsyakkan_i.pdf
- ・四国電力株式会社 http://www.yonden.co.jp/business/jiyuuka/retail/yakkan/pdf/yakkan_86.pdf
- ・九州電力株式会社 <http://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0055/6123/xjvp5dtn.pdf>

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。 なお、受付時間等を十分ご確認くださいませよう願いたします。

小売電気事業者：株式会社ミツウロコ（A0194）

ミツウロコでんき コールセンター

TEL：0120-983-228

受付時間：9：00～17：00（土日祝を除く）

<https://mitsuurokodenki.jp/>

代理店（媒介者）

重要事項説明書〔関東エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 契約の成立および契約期間・更新について

- ・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。
- ・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。
- ・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。

■ 申し込み方法

- ・申込書、またはインターネットによってお申込みいただけます。

■ 需給開始年月日

- ・需給開始年月日は2016年4月1日以降の標準処理期間（切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間）満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。

■ 電気料金

- ・従量電灯B：10A以上、60A以下（100V / 200V）
- ・従量電灯C：6kVA以上、50kVA未満（100V / 200V）
- ・低圧電力（動力）：50kW未満（100V / 200V）
- ・周波数：いずれも50Hz

*記号の説明

A：アンペア
V：ボルト
kVA：キロボルトアンペア
kW：キロワット
kWh：キロワット時
Hz：ヘルツ

〔従量電灯B〕

基本料金

契約電流	料金
10A	280円80銭
15A	421円20銭
20A	561円60銭
30A	842円40銭
40A	1,123円20銭
50A	1,404円
60A	1,684円80銭

従量料金

使用電力量	段階	1kwhあたり
最初の120kwhまで	第1段階	21円43銭
120kwhをこえ300kwhまで	第2段階	22円63銭
300kwh超過分	第3段階	25円24銭

〔従量電灯C〕

基本料金

契約容量	料金
1kVAあたり	280円80銭

従量料金

使用電力量	段階	1kwhあたり
最初の120kwhまで	第1段階	21円43銭
120kwhをこえ300kwhまで	第2段階	22円63銭
300kwh超過分	第3段階	25円24銭

〔低圧電力〕

基本料金

契約電力	料金
1kWあたり	1,046円52銭

従量料金

	1kwhあたり
夏 季	16円97銭
そ の 他 季	15円42銭

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 工事費等

- ・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
- ・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただけます。

■ 違約金

- ・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただけます。

■ 使用電力量の計量方法および料金の算定方法

- ・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日（計量日）における電力量計の読みと前回の検針日（計量日）における電力量計の読みの差引きにより算定します。
- ・料金の算定期間は、前月の検針日（計量日）から当月の検針日（計量日）の前日までの期間とします。
- ・電気の需給開始日から最初の検針日（計量日）までの日数、または解約前の検針日（計量日）の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。

■ 料金の支払い方法

- ・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
- ・当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力

送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

- ・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
- ・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
- ・送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
- ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること

■ 契約の変更・解約

- ・契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
- ・お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
- ・契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただけます。
- ・供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただけます。

■ 当社からの申し出による解約

当社は、以下の場合本契約を解約します。

- ・お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
- ・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかの場合
- ・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
- ・その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合

■ 電気の使用方法

- ・お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

■ 信用情報共有

- ・お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

■ 現契約の解約に伴う不利益事項

- ・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。また、当社は現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■ 電子交付

- ・当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
- ・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。

■ 電気料金の改定について

- ・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。

■ 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について

当社が、一般送配電事業者の送配電線を利用してお客様に電気をお届けする際の、託送供給等に関する一般送配電事業者の約款は、それぞれ下記 URL よりご覧いただけます。

- ・東北電力株式会社 <http://www.tohoku-epco.co.jp/jiyuka/setsuzoku/pdf/2-4a2804.pdf>
- ・東京電力パワーグリッド株式会社 <http://www.tepeco.co.jp/pg/consignment/notification/pdf/yakkan2804-j.pdf>
- ・中部電力株式会社 http://www.chuden.co.jp/resource/business/fre_yakkan_20160401_01.pdf
- ・関西電力株式会社 http://www.kepeco.co.jp/corporate/takusou/yakkan/pdf/h27_tsyakkan_i.pdf
- ・四国電力株式会社 http://www.yonden.co.jp/business/jiyuuka/retail/yakkan/pdf/yakkan_86.pdf
- ・九州電力株式会社 <http://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0055/6123/xjvp5dtn.pdf>

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。 なお、受付時間等を十分ご確認くださいませよう願いたします。

小売電気事業者：株式会社ミツウロコ（A0194）

ミツウロコでんき コールセンター

TEL：0800-300-0326

受付時間：9：00～19：00（日・祝日を除く）

<https://mitsuurokodenki.jp/>

代理店（媒介者）

重要事項説明書〔中部エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 契約の成立および契約期間・更新について

- ・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。
- ・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。
- ・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。

■ 申し込み方法

- ・申込書、またはインターネットによってお申込みいただけます。

■ 需給開始年月日

- ・需給開始年月日は2016年4月1日以降の標準処理期間（切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間）満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。

■ 電気料金

- ・従量電灯B：10A以上、60A以下（100V / 200V）
- ・従量電灯C：6kVA以上、50kVA未満（100V / 200V）
- ・低圧電力（動力）：50kW未満（100V / 200V）
- ・周波数：いずれも60Hz

*記号の説明

A：アンペア
V：ボルト
kVA：キロボルトアンペア
kW：キロワット
kWh：キロワット時
Hz：ヘルツ

〔従量電灯B〕

基本料金

契約電流	料金
10A	280円80銭
15A	421円20銭
20A	561円60銭
30A	842円40銭
40A	1,123円20銭
50A	1,404円
60A	1,684円80銭

従量料金

使用電力量	段階	1kwhあたり
最初の120kwhまで	第1段階	22円68銭
120kwhをこえ300kwhまで	第2段階	22円97銭
300kwh超過分	第3段階	25円52銭

〔従量電灯C〕

基本料金

契約容量	料金
1kVAあたり	280円80銭

従量料金

使用電力量	段階	1kwhあたり
最初の120kwhまで	第1段階	22円68銭
120kwhをこえ300kwhまで	第2段階	22円97銭
300kwh超過分	第3段階	25円52銭

〔低圧電力〕

基本料金

契約電力	料金
1kWあたり	1,067円04銭

従量料金

	1kwhあたり
夏 季	16円73銭
そ の 他 季	15円21銭

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 工事費等

- ・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
- ・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただけます。

■ 違約金

- ・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただけます。

■ 使用電力量の計量方法および料金の算定方法

- ・ 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日（計量日）における電力量計の読みと前回の検針日（計量日）における電力量計の読みの差引きにより算定します。
- ・ 料金の算定期間は、前月の検針日（計量日）から当月の検針日（計量日）の前日までの期間とします。
- ・ 電気の需給開始日から最初の検針日（計量日）までの日数、または解約前の検針日（計量日）の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。

■ 料金の支払い方法

- ・ 口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
- ・ 当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力

送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

- ・ 供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
- ・ 電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
- ・ 送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
- ・ 電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること

■ 契約の変更・解約

- ・ 契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
- ・ お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
- ・ 契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただけます。
- ・ 供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただけます。

■ 当社からの申し出による解約

当社は、以下の場合本契約を解約します。

- ・ お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
- ・ お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかなる場合
- ・ 料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
- ・ その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合

■ 電気の使用方法

- ・ お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

■ 信用情報共有

- ・ お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

■ 現契約の解約に伴う不利益事項

- ・ 現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。また、当社は現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■ 電子交付

- ・ 当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
- ・ 契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。

■ 電気料金の改定について

- ・ 当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。

■ 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について

当社が、一般送配電事業者の送配電線を利用してお客様に電気をお届けする際の、託送供給等に関する一般送配電事業者の約款は、それぞれ下記 URL よりご覧いただけます。

- ・ 東北電力株式会社 <http://www.tohoku-epco.co.jp/jiyuka/setsuzoku/pdf/2-4a2804.pdf>
- ・ 東京電力パワーグリッド株式会社 <http://www.tepeco.co.jp/pg/consignment/notification/pdf/yakkan2804-j.pdf>
- ・ 中部電力株式会社 http://www.chuden.co.jp/resource/business/fre_yakkan_20160401_01.pdf
- ・ 関西電力株式会社 http://www.kepeco.co.jp/corporate/takusou/yakkan/pdf/h27_tsyakkan_i.pdf
- ・ 四国電力株式会社 http://www.yonden.co.jp/business/jiyuuka/retail/yakkan/pdf/yakkan_86.pdf
- ・ 九州電力株式会社 <http://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0055/6123/xjvp5dtn.pdf>

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。 なお、受付時間等を十分ご確認くださいませよう願いたします。

小売電気事業者：株式会社ミツウロコ（A0194）

ミツウロコでんき コールセンター

TEL：0120-279-279

受付時間：9：00～17：00（土日祝を除く）

<https://mitsuurokodenki.jp/>

代理店（媒介者）

重要事項説明書〔関西エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 契約の成立および契約期間・更新について

- ・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。
- ・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。
- ・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。

■ 申し込み方法

- ・申込書、またはインターネットによってお申込みいただけます。

■ 需給開始年月日

- ・需給開始年月日は2016年4月1日以降の標準処理期間（切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間）満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。

■ 電気料金

- ・従量電灯A：6kVA未満（100V / 200V）
- ・従量電灯B：6kVA以上、50kVA未満（100V / 200V）
- ・低圧電力（動力）：50kW未満（100V / 200V）
- ・周波数：いずれも60Hz

*記号の説明

A：アンペア
V：ボルト
kVA：キロボルトアンペア
kW：キロワット
kWh：キロワット時
Hz：ヘルツ

〔従量電灯A〕

基本料金

最低料金	料金
1契約	373円73銭

従量料金

使用電力量	段階	1kwhあたり
15kWhをこえ120kWhまで	第1段階	24円83銭
120kWhをこえ300kWhまで	第2段階	26円82銭
300kWh超過分	第3段階	28円08銭

〔従量電灯B〕

基本料金

契約電流	料金
1kVAあたり	388円80銭

従量料金

使用電力量	段階	1kwhあたり
最初の120kWhまで	第1段階	20円47銭
120kWhをこえ300kWhまで	第2段階	23円60銭
300kWh超過分	第3段階	23円75銭

〔低圧電力〕

（動力）

基本料金

契約電力	料金
1kWあたり	1,005円48銭

従量料金

	1kwhあたり
夏 季	17円98銭
そ の 他 季	16円53銭

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 工事費等

- ・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
- ・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 違約金

- ・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。

■ 使用電力量の計量方法および料金の算定方法

- ・ 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日（計量日）における電力量計の読みと前回の検針日（計量日）における電力量計の読みの差引きにより算定します。
- ・ 料金の算定期間は、前月の検針日（計量日）から当月の検針日（計量日）の前日までの期間とします。
- ・ 電気の需給開始日から最初の検針日（計量日）までの日数、または解約前の検針日（計量日）の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。

■ 料金の支払い方法

- ・ 口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
- ・ 当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力

送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

- ・ 供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
- ・ 電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
- ・ 送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
- ・ 電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること

■ 契約の変更・解約

- ・ 契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
- ・ お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
- ・ 契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただけます。
- ・ 供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただけます。

■ 当社からの申し出による解約

当社は、以下の場合本契約を解約します。

- ・ お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
- ・ お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかの場合
- ・ 料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
- ・ その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合

■ 電気の使用方法

- ・ お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

■ 信用情報共有

- ・ お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

■ 現契約の解約に伴う不利益事項

- ・ 現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。また、当社は現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■ 電子交付

- ・ 当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
- ・ 契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。

■ 電気料金の改定について

- ・ 当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。

■ 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について

当社が、一般送配電事業者の送配電線を利用してお客様に電気をお届けする際の、託送供給等に関する一般送配電事業者の約款は、それぞれ下記 URL よりご覧いただけます。

- ・ 東北電力株式会社 <http://www.tohoku-epco.co.jp/jiyuka/setsuzoku/pdf/2-4a2804.pdf>
- ・ 東京電力パワーグリッド株式会社 <http://www.tepeco.co.jp/pg/consignment/notification/pdf/yakkan2804-j.pdf>
- ・ 中部電力株式会社 http://www.chuden.co.jp/resource/business/fre_yakkan_20160401_01.pdf
- ・ 関西電力株式会社 http://www.kepeco.co.jp/corporate/takusou/yakkan/pdf/h27_tsyakkan_i.pdf
- ・ 四国電力株式会社 http://www.yonden.co.jp/business/jiyuuka/retail/yakkan/pdf/yakkan_86.pdf
- ・ 九州電力株式会社 <http://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0055/6123/xjvp5dtn.pdf>

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。なお、受付時間等を十分ご確認くださいませよう願いたします。

小売電気事業者：株式会社ミツウロコ（A0194）

ミツウロコでんき コールセンター

TEL：0120-983-025

受付時間：9：00～17：00（土日祝日を除く）

<https://mitsuurokodenki.jp/>

代理店（媒介者）

重要事項説明書 (四国エリアにお住まいの方)

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 契約の成立および契約期間・更新について

- ・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。
- ・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。
- ・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。

■ 申し込み方法

- ・申込書、またはインターネットによってお申込みいただけます。

■ 需給開始年月日

- ・需給開始年月日は2016年4月1日以降の標準処理期間(切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間)満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。

■ 電気料金

- ・従量電灯A：6kVA未滿(100V/200V)
- ・従量電灯B：6kVA以上、50kVA未滿(100V/200V)
- ・低圧電力(動力)：50kW未滿(100V/200V)
- ・周波数：いずれも60Hz

*記号の説明

A：アンペア
V：ボルト
kVA：キロボルトアンペア
kW：キロワット
kWh：キロワット時
Hz：ヘルツ

〔従量電灯A〕

基本料金

最低料金	料金
1契約	403円92銭

(最初の11kWhまで)

従量料金

使用電力量	段階	1kWhあたり
11kWhをこえ120kWhまで	第1段階	22円
120kWhをこえ300kWhまで	第2段階	24円52銭
300kWh超過分	第3段階	27円31銭

〔従量電灯B〕

基本料金

契約電流	料金
1kVAあたり	367円20銭

従量料金

使用電力量	段階	1kWhあたり
最初の120kWhまで	第1段階	16円66銭
120kWhをこえ300kWhまで	第2段階	21円43銭
300kWh超過分	第3段階	22円72銭

〔低圧電力〕

(動力)

基本料金

契約電力	料金
1kWあたり	1,041円39銭

従量料金

	1kWhあたり
夏 季	15円51銭
そ の 他 季	14円09銭

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 工事費等

- ・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
- ・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 違約金

- ・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。

■ 使用電力量の計量方法および料金の算定方法

- ・ 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日（計量日）における電力量計の読みと前回の検針日（計量日）における電力量計の読みの差引きにより算定します。
- ・ 料金の算定期間は、前月の検針日（計量日）から当月の検針日（計量日）の前日までの期間とします。
- ・ 電気の需給開始日から最初の検針日（計量日）までの日数、または解約前の検針日（計量日）の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。

■ 料金の支払い方法

- ・ 口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
- ・ 当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力

送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

- ・ 供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
- ・ 電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
- ・ 送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
- ・ 電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること

■ 契約の変更・解約

- ・ 契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
- ・ お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
- ・ 契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただけます。
- ・ 供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただけます。

■ 当社からの申し出による解約

当社は、以下の場合本契約を解約します。

- ・ お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
- ・ お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかの場合
- ・ 料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
- ・ その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合

■ 電気の使用方法

- ・ お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

■ 信用情報共有

- ・ お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

■ 現契約の解約に伴う不利益事項

- ・ 現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。また、当社は現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■ 電子交付

- ・ 当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
- ・ 契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。

■ 電気料金の改定について

- ・ 当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。

■ 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について

当社が、一般送配電事業者の送配電線を利用してお客様に電気をお届けする際の、託送供給等に関する一般送配電事業者の約款は、それぞれ下記 URL よりご覧いただけます。

- ・ 東北電力株式会社 <http://www.tohoku-epco.co.jp/jiyuka/setsuzoku/pdf/2-4a2804.pdf>
- ・ 東京電力パワーグリッド株式会社 <http://www.tepeco.co.jp/pg/consignment/notification/pdf/yakkan2804-j.pdf>
- ・ 中部電力株式会社 http://www.chuden.co.jp/resource/business/fre_yakkan_20160401_01.pdf
- ・ 関西電力株式会社 http://www.kepeco.co.jp/corporate/takusou/yakkan/pdf/h27_tsyakkan_i.pdf
- ・ 四国電力株式会社 http://www.yonden.co.jp/business/jiyuuka/retail/yakkan/pdf/yakkan_86.pdf
- ・ 九州電力株式会社 <http://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0055/6123/xjvp5dtn.pdf>

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。 なお、受付時間等を十分ご確認くださいませよう願いたします。

小売電気事業者：株式会社ミツウロコ（A0194）

ミツウロコでんき コールセンター

TEL：0120-983-025

受付時間：9：00～17：00（土日祝日を除く）

<https://mitsuurokodenki.jp/>

代理店（媒介者）

重要事項説明書 [九州エリアにお住まいの方]

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 契約の成立および契約期間・更新について

- ・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。
- ・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。
- ・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。

■ 申し込み方法

- ・申込書、またはインターネットによってお申込みいただけます。

■ 需給開始年月日

- ・需給開始年月日は2016年4月1日以降の標準処理期間（切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間）満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。

■ 電気料金

- ・従量電灯B：10A以上、60A以下（100V / 200V）
- ・従量電灯C：6kVA以上、50kVA未満（100V / 200V）
- ・低圧電力（動力）：50kW未満（100V / 200V）
- ・周波数：いずれも60Hz

*記号の説明

A：アンペア
V：ボルト
kVA：キロボルトアンペア
kW：キロワット
kWh：キロワット時
Hz：ヘルツ

〔従量電灯B〕

基本料金

契約電流	料金
10A	291円60銭
15A	437円40銭
20A	583円20銭
30A	874円80銭
40A	1,166円40銭
50A	1,458円
60A	1,749円60銭

従量料金

使用電力量	段階	1kwhあたり
最初の120kwhまで	第1段階	19円13銭
120kwhをこえ300kwhまで	第2段階	19円25銭
300kwh超過分	第3段階	22円91銭

〔従量電灯C〕

基本料金

契約容量	料金
1kVAあたり	291円60銭

従量料金

使用電力量	段階	1kwhあたり
最初の120kwhまで	第1段階	19円13銭
120kwhをこえ300kwhまで	第2段階	19円25銭
300kwh超過分	第3段階	22円91銭

〔低圧電力〕

基本料金

契約電力	料金
1kWあたり	943円92銭

従量料金

	1kwhあたり
夏 季	16円79銭
そ の 他 季	15円14銭

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 工事費等

- ・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
- ・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただけます。

■ 違約金

- ・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただけます。

■ 使用電力量の計量方法および料金の算定方法

- ・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日（計量日）における電力量計の読みと前回の検針日（計量日）における電力量計の読みの差引きにより算定します。
- ・料金の算定期間は、前月の検針日（計量日）から当月の検針日（計量日）の前日までの期間とします。
- ・電気の需給開始日から最初の検針日（計量日）までの日数、または解約前の検針日（計量日）の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。

■ 料金の支払い方法

- ・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
- ・当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力

送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

- ・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
- ・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
- ・送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
- ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること

■ 契約の変更・解約

- ・契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
- ・お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
- ・契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただけます。
- ・供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただけます。

■ 当社からの申し出による解約

当社は、以下の場合本契約を解約します。

- ・お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
- ・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかの場合
- ・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
- ・その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合

■ 電気の使用方法

- ・お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

■ 信用情報共有

- ・お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

■ 現契約の解約に伴う不利益事項

- ・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。また、当社は現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■ 電子交付

- ・当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
- ・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。

■ 電気料金の改定について

- ・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。

■ 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について

当社が、一般送配電事業者の送配電線を利用してお客様に電気をお届けする際の、託送供給等に関する一般送配電事業者の約款は、それぞれ下記 URL よりご覧いただけます。

- ・東北電力株式会社 <http://www.tohoku-epco.co.jp/jiyuka/setsuzoku/pdf/2-4a2804.pdf>
- ・東京電力パワーグリッド株式会社 <http://www.tepeco.co.jp/pg/consignment/notification/pdf/yakkan2804-j.pdf>
- ・中部電力株式会社 http://www.chuden.co.jp/resource/business/fre_yakkan_20160401_01.pdf
- ・関西電力株式会社 http://www.kepeco.co.jp/corporate/takusou/yakkan/pdf/h27_tsyakkan_i.pdf
- ・四国電力株式会社 http://www.yonden.co.jp/business/jiyuuka/retail/yakkan/pdf/yakkan_86.pdf
- ・九州電力株式会社 <http://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0055/6123/xjvp5dtn.pdf>

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。 なお、受付時間等を十分ご確認くださいませよう願いたします。

小売電気事業者：株式会社ミツウロコ（A0194）

ミツウロコでんき コールセンター

TEL：0800-300-0326

受付時間：9：00～19：00（日・祝日を除く）

<https://mitsuurokodenki.jp/>

代理店（媒介者）